

新市建設計画（案）

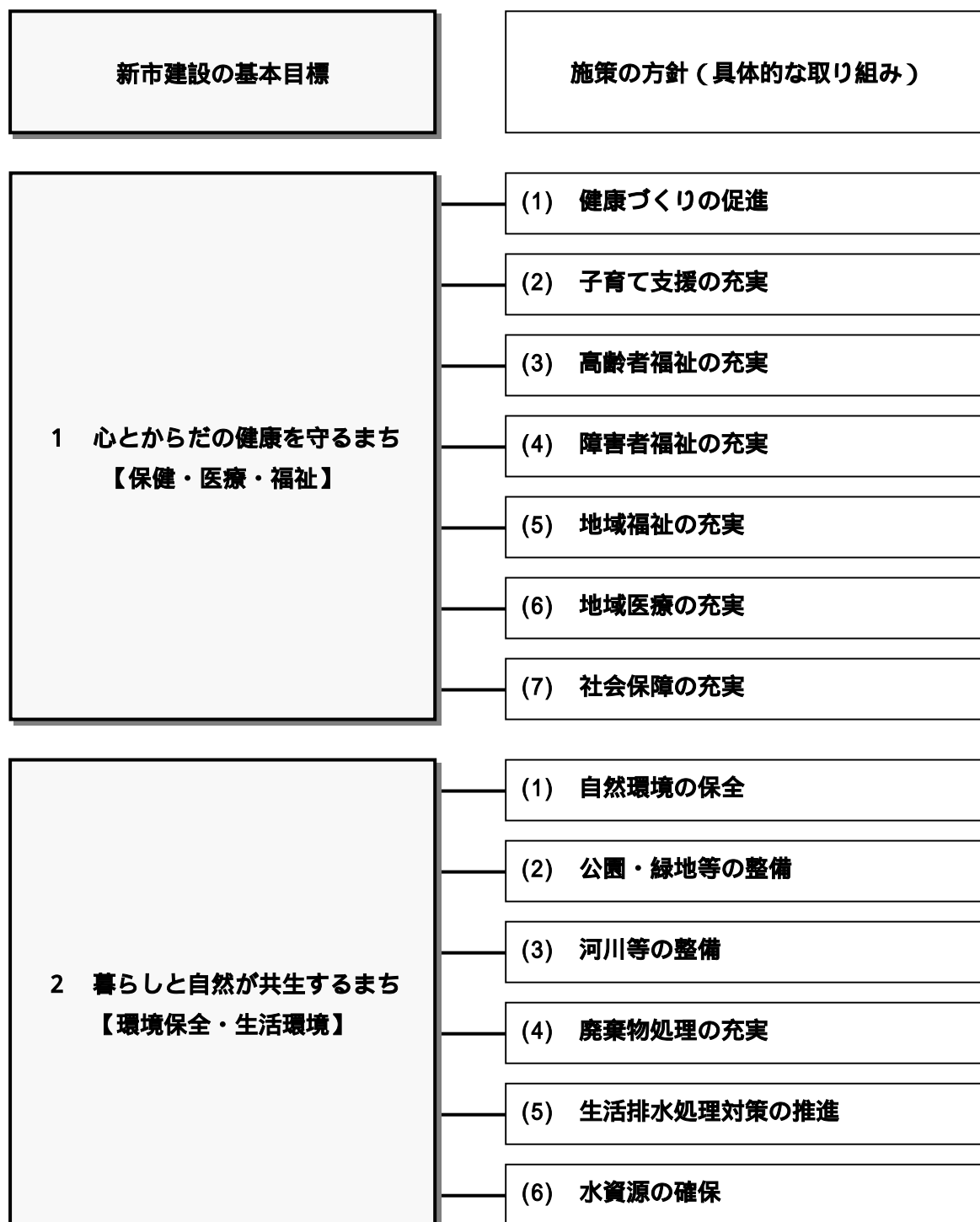
（第5章）

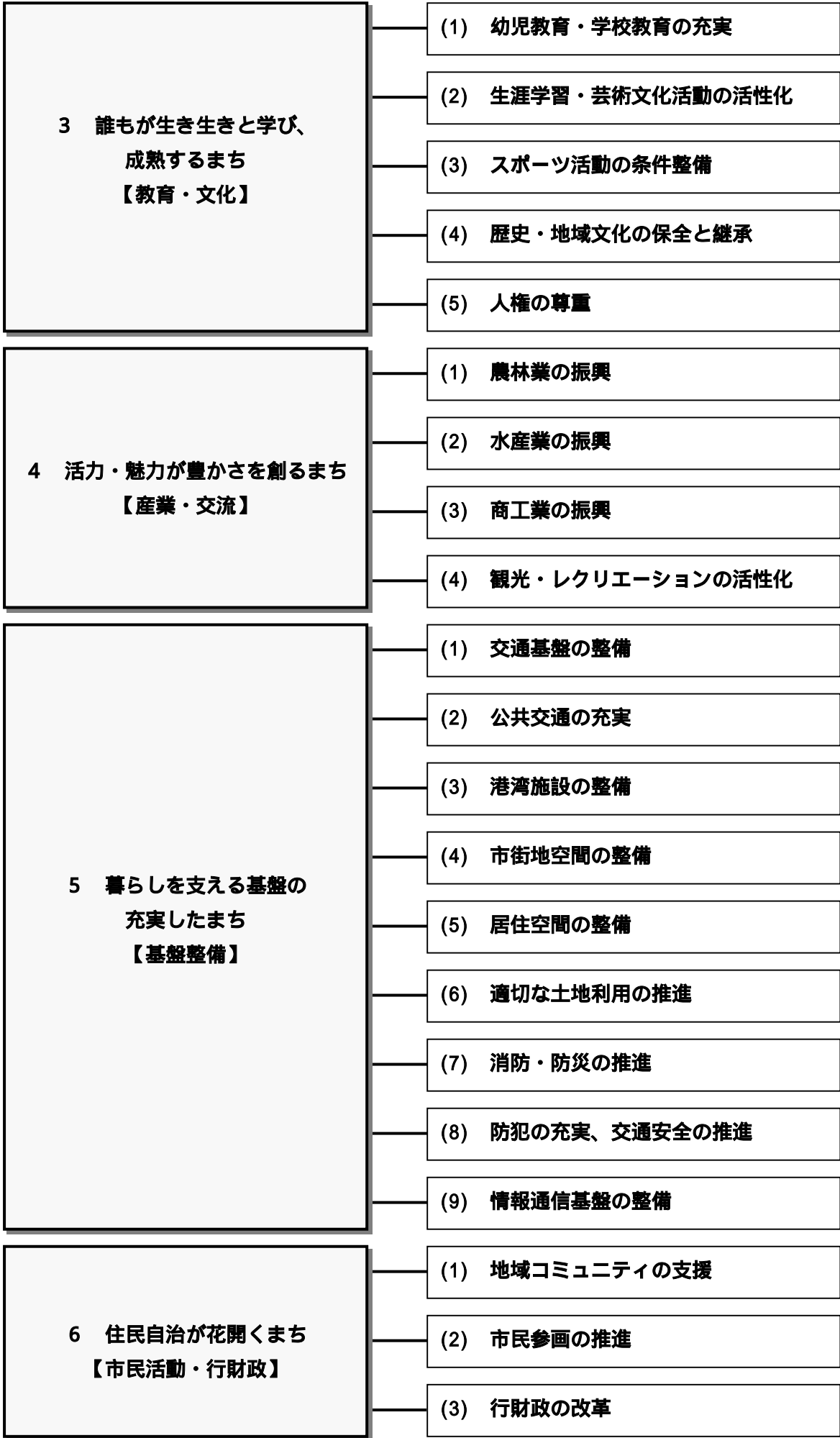
平成16年8月26日

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第5章 新市の施策

新市の将来像「海・山・川 そして人が織りなす 『新・田園都市』 ~豊かさ
とやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ~」の実現に向けて、新市として取
り組むべき施策を以下の体系に則って推進します。





第1節 心とからだの健康を守るまち 【保健・医療・福祉】

《施策の方針》

（１）健康づくりの促進

市民の自主的な健康づくり活動を支援するとともに、各種保健・福祉施設の整備充実や健康増進・温浴施設等の利用促進を図ります。また、健康相談、健康教育、健康診査等の保健予防活動を推進し、心とからだの健康づくりと疾病の予防・早期発見に努めます。

（２）子育て支援の充実

子育て支援ネットワークの構築を進めるとともに、子育て支援施設の整備や多様な保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。さらに、仕事と子育ての両立支援対策を推進します。

また、一人親の世帯においても、仕事と家事の過度の負担を軽減し、生活基盤の安定を図るため、児童扶養手当や医療費助成等の制度の周知や各種相談の充実に努めます。

（３）高齢者福祉の充実

高齢者が安心して生活できるよう、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、ホームヘルパーの確保など在宅介護に対する支援を行います。

あわせて、給食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの高齢者福祉事業を推進することによって、誰もが安心して老後を過ごすことができる環境を整備します。

また、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどの活動の場の確保や就業機会の拡大に努めます。

（４）障害者福祉の充実

心身の障害を持つ人が自立した生活ができるよう、社会参加を進めるための支援の充実を図るとともに、事業者への雇用啓発を行い、就業の場の確保に努めます。また、心身の障害を持つ人に対する理解と認識を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

(5) 地域福祉の充実

市民がともに助け合い、支え合う社会システムを構築するため、福祉の意識を啓発するとともに、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。

また、高齢者や心身の障害を持つ人が不自由なく安心して暮らすことができるよう、公共施設等におけるユニバーサルデザインの環境整備を推進します。

(6) 地域医療の充実

高度かつ多様化する医療需要に的確に対応するため、地域の中核医療機関としての公立総合病院の機能強化を支援するとともに、民間医療機関との役割分担と連携を図り、地域医療の充実に努めます。

(7) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える国民年金・国民健康保険・老人保健・介護保険制度の円滑な運用を図るとともに、疾病予防や健康づくりを推進し、医療費の増大を抑制するよう努めます。

施策名	主要事業
健康づくりの促進	老人保健福祉計画の策定 健康増進計画の策定 保健センター等の整備充実 健康増進・温浴施設等の利用促進 疾病予防対策の推進 健康相談・教育の充実
子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の策定 子育て支援ネットワークの構築 子育て支援施設の整備 保育サービスの充実 仕事と子育ての両立支援対策の推進 各種相談の充実
高齢者福祉の充実	老人保健福祉計画の策定 介護保険事業計画の策定 老人福祉施設の整備 介護サービス基盤の整備充実 高齢者の生活支援の充実 生きがい対策の推進
障害者福祉の充実	障害者福祉計画の策定 社会参加のための支援充実

	事業者への雇用啓発 交流活動や啓発活動の推進
地域福祉の充実	福祉意識の啓発 ボランティア活動の支援・人材育成 公共施設等のユニバーサルデザイン化
地域医療の充実	公立総合病院の機能高度化を支援 救急医療体制の強化 離島救急搬送体制の強化
社会保障の充実	国民年金制度の円滑な実施と適正な運用 国民健康保険制度の円滑な実施と適正な運用 老人保健事業制度の円滑な実施と適正な運用 介護保険事業制度の円滑な実施と適正な運用

第2節 暮らしと自然が共生するまち 【環境保全・生活環境】

〈施策の方針〉

(1) 自然環境の保全

河川やため池、海などの水質保全及び農地や森林の持つ多面的機能の保全に努めます。

また、環境に対する意識の高揚を図るため、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境美化活動等への支援充実や太陽光発電など地球にやさしい自然エネルギーの利用と省エネルギーの啓発に取り組みます。

さらに、環境基本計画を策定し、環境保全に関する総合的な施策を推進します。

(2) 公園・緑地等の整備

新市における各地域の主要な公園・緑地の整備を推進し、憩いの場、新市域内外の交流の場、災害時の安全空間などとして多様かつ積極的な活用を図ります。

また、身近なオープンスペースや子どもの遊び場として、児童公園等の整備や住宅地等における緑化を促進するとともに、市民との協働を含む適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

さらに、斎場の整備や墓地の適正管理・整備を進めます。

(3) 河川等の整備

河川やため池を市民が親しめ、水辺にふれあえる親水空間として整備するとともに、自然環境や生態系に配慮しながら防災・治水機能の強化をめざした河川改

修や排水路の整備、急傾斜地崩壊防止対策や海岸保全などを推進します。

(4) 廃棄物処理の充実

適切かつ効果的な廃棄物処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画を策定し、分別収集の徹底、ごみの減量・再資源化、広域的なごみ処理施設の整備等を推進します。

また、廃棄物が適正に処理されるよう、監視の強化や不法投棄の防止に努めます。

さらに、し尿処理を適正かつ衛生的に進めます。

(5) 生活排水処理対策の推進

公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりを図るため、地域の実情や特性に応じて、公共下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進など生活排水処理対策を推進します。

(6) 水資源の確保

安定的かつ低廉に水を供給できるよう、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の整備に努めるとともに、水源の水質の保全を進めます。

あわせて、限りある水資源を有効に活用するため、節水意識の高揚を図るとともに、水の循環利用を推進し、節水型社会の形成に努めます。

施策名	主要事業
自然環境の保全	環境基本計画の策定 自然環境の保全 環境教育・環境学習の推進 環境美化活動への支援充実 自然エネルギーの利用と省エネルギーの推進
公園・緑地等の整備	公園・緑地の整備 緑化の推進 斎場の整備 墓地の適正管理・整備
河川等の整備	河川の改修 ため池の整備 排水路の整備 砂防・急傾斜地崩壊防止対策の推進 海岸の保全

	河川・ため池等の親水空間整備
廃棄物処理の充実	一般廃棄物処理基本計画の策定 分別収集の徹底 ごみの減量・再資源化の推進 リサイクル啓発施設の整備 広域のごみ処理施設等の整備 適正かつ衛生的なし尿処理の推進 不法投棄防止対策の推進
生活排水処理対策の推進	公共下水道の整備 農業集落排水施設の整備 合併処理浄化槽の設置促進
水資源の確保	生活用水・農業用水・工業用水の確保と安定供給 水道施設の整備 水質の保全 水源地の保全 節水意識の高揚 水循環利用の推進

第3節 誰もが生き生きと学び、成熟するまち 【教育・文化】

《施策の方針》

(1) 幼児教育・学校教育の充実

基礎的な学力を伸ばすとともに、郷土の自然を愛する心を育むことや集団生活の中で基本的な生活習慣・道徳性・創造性などを身につけることができるよう、質の高い豊かな幼児・学校教育の実現を目指します。

特に学校教育では、地域の実情を踏まえながら、各地域の特色を活かして学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、教育相談の充実や情報化・国際化への対応などを通じて児童・生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動を推進します。

また、耐震改修など学校教育施設の整備充実により、幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備に努めます。

さらに、市域内の高等学校の教育内容・施設・設備等の充実を関係機関に働きかけ、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。

加えて、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組みます。

(2) 生涯学習・芸術文化活動の活性化

市民の自主的かつ主体的な学習や文化活動を支援するため、図書館や公民館等の生涯学習施設における各種講座や情報提供の充実に努めるとともに、ネットワーク化を通じて生涯学習の広域的な展開を図ります。

また、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習団体・PTA等の活動を積極的に支援します。

さらに、芸術文化活動の発表の場や内外の優れた芸術文化に触れる機会を提供することにより、市民の生涯学習や交流活動への参加を促進します。

(3) スポーツ活動の条件整備

市民の健康づくりやレクリエーションの一環として自主的なスポーツ活動を行うことができるよう、運動公園や体育館などの体育施設の整備充実に努めるとともに、指導者の育成にも努めます。

また、地域に根ざしたスポーツクラブの育成や各種大会の開催、各種施設の広域的利用の促進により、スポーツの振興やスポーツを通じた市民の交流を図ります。

(4) 歴史・地域文化の保全と継承

地域文化の保全・継承、情報発信の拠点となる文化的施設の整備充実に努めるとともに、四国霊場八十八ヵ所札所に代表される歴史的資源や郷土芸能、文化財の保護・保存に努めます。

また、地域固有の資源である「太鼓台^{ちようさ}」を活用して、地域の一体感の醸成を目指します。

さらに、札所めぐりなどに利用される古道を、地域を巡り歩く歩道として活用し、歴史・文化資源のネットワーク化を目指します。

(5) 人権の尊重

人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけることができるよう、地域・学校・事業所などあらゆる場において、新市として一体的な人権教育・啓発活動を積極的に展開します。

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	幼児・学校教育内容の充実 幼稚園・小中学校施設の整備 小中学校校舎等の耐震改修

	学校給食センターの整備 小中学校等教育用情報機器の整備 青少年の健全育成
生涯学習・芸術文化活動の活性化	生涯学習施設の整備充実 生涯学習活動の促進 市民会館・博物館の整備 芸術文化活動の促進
スポーツ活動の条件整備	スポーツ・レクリエーション施設の整備充実 スポーツ指導者・団体の育成 スポーツ・レクリエーション活動の促進
歴史・地域文化の保全と継承	文化的施設の整備充実 歴史的資源、郷土芸能、文化財の保護・保存 「 ^{ちようさ} 太鼓台」の活用 歴史文化資源のネットワーク化
人権の尊重	人権行政の推進 人権教育の推進

第4節 活力・魅力が豊かさを創るまち 【産業・交流】

《施策の方針》

(1) 農林業の振興

地域農業の安定的かつ継続的な振興を図るため、農道やため池などの農業生産基盤を整備するとともに、優良農地の確保と流動化による経営拡大を推進し、全国的にも競争力のある農産品の生産や販売を支援するほか、農産物の需要動向に即した生産・出荷を行うための流通体系の整備を図ります。

また、観光物販施設などを活用しての地産地消や、後継者の育成、新規就農者の受け入れ促進などによる担い手の育成確保、さらには、農業体験や学習を通して都市との交流を進める体験型農業を推進します。

畜産業については、生産基盤の整備を推進するとともに、生産体制の強化、担い手の育成、畜産品の高品質化等を支援します。

林業については、林産物の生産に欠かせない林道等の基盤整備を進めるとともに、地域における貴重な自然環境の保全という観点から森林の計画的な維持・管理に努めます。

(2) 水産業の振興

水産業の基盤となる漁港や施設の整備を推進するとともに、経営感覚に優れた

担い手の育成確保、水産加工品の高度化やブランド化を進め、漁業経営の安定化を図ります。

また、水産資源の保護や水域環境の保全に努め、漁場環境の向上を図り、つくり育てる漁業を推進します。

(3) 商工業の振興

商業については、時代の変化に対応できる経営基盤の強化、担い手や組織の育成を支援するとともに、商業活動の拠点づくりの一環として、TMOなど関係機関との連携のもと中心市街地の活性化を図ります。また、主要道路沿道や市街地空間における商業立地を促進するとともに、既存の小売店へも集客するよう、地域のニーズに対応した魅力ある商店街づくりを支援します。

工業については、既存企業の高度化を支援するため、各種制度、施策を有効に活用することにより、地域産業の体質強化に努めます。また、四国の高速交通の中心となる地理的条件を生かして、新たなる企業の誘致や起業を推進するとともに、物流の拠点づくりを目指します。

さらに、シルバー人材センターの充実や労働情報の提供などにより、就業の促進に努めます。

(4) 観光・レクリエーションの活性化

新市域内外からの交流人口の増大を図るため、海、島、川、池、山、温泉・温浴施設や歴史的遺産、文化財など新市内の様々な地域資源や観光施設等をネットワーク化し、観光客の誘致に努めます。特に、四国霊場八十八カ所札所や「ちょうさ祭り」などの歴史的文化的資源や行事などを通じて「癒し」を求める来訪需要に対応して、宿泊施設や温泉などに関する情報を積極的に発信していきます。

また、様々な地域イベントや農林水産業の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会や合宿、各種会議等の誘致に取り組みます。

さらに、観光物販施設を活用して、観光情報や地域の魅力を効果的に提供します。

施策名	主要事業
農林業の振興	生産基盤の整備 優良農地の確保及び農地流動化の推進 生産体制の強化 流通体系の整備 地産地消の推進 担い手の育成確保

	体験型農業の推進 森林の保全
水産業の振興	漁業生産基盤の整備 担い手の育成確保 水産加工品の高度化・ブランド化 つくり育てる漁業の推進
商工業の振興	商工会議所・商工会との連携強化 経営基盤の強化 中心市街地の活性化 地域企業の高度化 企業誘致や起業の推進 就業の促進
観光・レクリエーションの活性化	観光地のネットワーク化 積極的な情報発信 体験型観光の推進 スポーツ大会や合宿、各種会議等の誘致 観光地へのアクセス道の整備

第5節 暮らしを支える基盤の充実したまち 【基盤整備】

〈施策の方針〉

(1) 交通基盤の整備

新市の一体感の醸成や内外の交流促進を図るため、駅・港湾・インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ幹線道路網を整備するとともに、国道11号をはじめとする主要幹線道路の拡幅もしくはバイパス整備等の要望を積極的に行います。生活道路については、緊急性、整備効果等を考慮して、優先順位の高い道路から計画的に整備を推進します。

また、教育や病院等の公共施設周辺をはじめとする道路空間において、市民が安心して通行できるよう、歩道空間の確保と段差解消等のバリアフリー化に努めます。

(2) 公共交通の充実

新市における市民の交通利便性の向上を図るため、市内各地と主要公共施設や病院、JR駅等の交通拠点を結ぶ市内循環バスの運行の拡充に努めます。

また、フリーゲージトレインの導入を促進するとともに、JRや高速バスの運行拡大を要望していきます。

さらに、離島航路や島内交通の充実に努めます。

(3) 港湾施設の整備

流通拠点としての観音寺港、豊浜港及び室本港の機能の高度化を図ります。

(4) 市街地空間の整備

J R 観音寺駅を新市の交通結節点にふさわしい玄関口となるよう、駅機能の充実に努めるとともに、利便性や景観に配慮して駅周辺の整備を推進します。

また、駅や港湾などの交通拠点とリンクした中心市街地等の整備を推進し、狭い市街地を解消して誰もが安心して暮らせる利便性の高い空間の確保を図ります。

(5) 居住空間の整備

公営住宅等の維持管理の充実に努めるとともに、速やかな入居情報の提供や若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を推進します。

また、民間との連携・協力により、良好な住宅・宅地の供給を促進します。さらに、がけ地近接住宅など危険地に対する対策を進めます。

(6) 適切な土地利用の推進

秩序ある新市発展のため、国土利用計画及び都市計画マスタープランの策定に取り組むとともに、開発等に関する規制誘導を図るなど、新市として整合性のある広域的かつ合理的で適正な土地利用体系の確立を目指します。

(7) 消防・防災の推進

新市のさまざまな地域の条件に的確に対応して防災体制の充実強化を図るとともに、自主防災組織等の育成に努めます。

また、防災行政無線の統合や消防資機材の一層の充実に努めるとともに、消防団等関係機関との連携・協力のもと、迅速な消防救急活動、市民の避難場所・避難ルートの確立など危機管理体制を構築することにより、災害発生時にその被害を最小限にとどめることを目指します。

(8) 防犯の充実、交通安全の推進

誰もが安心して安全に暮らせるよう、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、

街灯・防犯灯の充実等に努めます。

また、交通事故を防止するため、交通危険箇所の解消と交通安全施設の改良・整備を進めるとともに、交通安全教育の徹底と交通安全意識の高揚を図ります。

(9) 情報通信基盤の整備

市民が生活に密着する分野でさまざまな情報を利用しやすくなるよう、高速・大容量の情報通信基盤の整備に努めます。

施策名	主要事業
交通基盤の整備	国道・県道の整備促進 市道の整備・維持管理 歩道の整備 バリアフリーのまちづくり
公共交通の充実	市内循環バスの運行拡充 フリーゲージトレインの導入促進 ＪＲ及び高速バスの運行拡大を要望 高速バス駐車場の整備 離島交通の充実
港湾施設の整備	港湾機能の強化
市街地空間の整備	ＪＲ観音寺駅及び周辺の整備 中心市街地の整備
居住空間の整備	公営住宅の整備 若者・高齢者向け住宅の整備 民間と連携・協力した良好な住宅・宅地供給の促進 がけ地近接住宅対策の推進
適切な土地利用の推進	国土利用計画の策定 都市計画マスタープランの策定 開発等に関する規制
消防・防災の推進	地域防災計画の策定 地震防災対策の推進 自主防災組織の育成 消防資機材の充実 消防施設の整備 防災行政無線・情報システムの整備
防犯の充実、交通安全の推進	交通危険箇所の解消 交通安全施設の整備 防犯・交通安全意識の高揚
情報通信基盤の整備	ケーブルテレビ等の拡充 地域公共ネットワークの構築

第6節 住民自治が花開くまち 【市民活動・行財政】

《施策の方針》

(1) 地域コミュニティの支援

自治会活動やコミュニティ活動を支援することにより、市民が主体となったまちづくりを推進します。

また、地域での課題や問題点を住民が自主的に話し合いながら、まちづくりを進めていくコミュニティ制度の導入について検討します。

さらに、新市内の各地域がお互いを知り、相互に尊重しあえる関係を構築するため、地域内交流を促進するとともに、国内・国際交流活動を積極的に進めることにより、地域の活動が全国的かつ国際的なものとなることを目指します。

(2) 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民とのパートナーシップを築くため、個人情報の適正な取扱いのもと情報公開制度の充実により、市民との情報の共有化を図り、開かれた市政を推進します。

また、行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充し、市民の声を市政に反映した魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、男女共同参画社会の実現に向け、新市における新たな男女共同参画計画を策定し、市民の意識啓発や男女がともに社会参画ができる条件の確立に努めます。

(3) 行財政の改革

効率的な行政運営を図るため、新市における行政改革大綱を策定し、行政組織機構の見直しをはじめとする行政改革に取り組みます。

また、財政健全化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、自主財源の安定化及び財源の確保に努め、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。

さらに、新市において施策・事業が効率的・効果的に実施されているかを検証するため、行政評価制度の導入を図ります。

加えて、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に活用できるシステムを確立します。

公共施設については、民間事業者やボランティア、各種団体など管理形態の多

様化やPFI等による民間活力の積極的な導入を図ります。なお、新市の庁舎については、国等の出先機関も含めて、市の規模や財政状況を踏まえ適切な整備を行います。

また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

施策名	主要事業
地域コミュニティの支援	コミュニティ活動の支援 自治会活動の支援 コミュニティ施設の整備 コミュニティ制度導入について検討 合併市町村振興基金の設置 地域内交流の推進 国内・国際交流の推進
市民参画の推進	情報公開制度の充実 広聴広報の充実 男女共同参画計画の策定 市民参画・男女共同参画推進拠点の整備
行財政の改革	行政改革大綱の策定 職員の定員管理計画の策定 健全な財政運営 行政評価制度の導入 電子自治体の構築 民間活力の導入 庁舎の整備 案内標識や看板等の整備